

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成27年10月～12月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
茨城県 平成27年(調)第1号事件	スーパーマーケットからの騒音・振動被害防止請求事件	平成27.8.14
栃木県 平成27年(調)第1号事件	木材チップ工場騒音被害防止請求事件	平成27.10.21
群馬県 平成27年(調)第1号事件	リサイクル工場からの悪臭・騒音防止等請求事件	平成27.11.16
埼玉県 平成27年(調)第3号事件	食品製造工場からの粉じん・悪臭防止等請求事件	平成27.11.4
埼玉県 平成27年(調)第4号事件	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	平成27.12.25
東京都 平成27年(調)第8号事件	飲食店からの騒音防止及び損害賠償請求事件	平成27.11.27
富山県 平成27年(調)第2号事件	印刷工場からの騒音・悪臭・ばいじん等被害損害賠償請求事件	平成27.10.14
愛知県 平成27年(調)第3号事件	工事による地盤沈下のおそれ公害防止請求事件	平成27.11.2
大阪府 平成27年(調)第4号事件	塗装事業所からの粉じん被害防止等請求事件	平成27.10.26
大阪府 平成27年(調)第5号事件	造成工事による振動被害現状回復等請求事件	平成27.11.4
福岡県 平成27年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音防止及び損害賠償請求事件	平成27.12.15
沖縄県 平成27年(調)第1号事件	製糖工場騒音・振動等に関する被害防止請求事件	平成27.10.27

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
山形県 平成19年(調) 第1号事件 [養豚を営む事業場からの悪臭防止対策請求事件]	山形県 住民団体	養豚業者	平成19年11月30日受付 申請人をはじめ養豚事業場周辺に居住する多数の住民は、当該事業場からの耐え難い悪臭により操業開始以来長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	平成27年10月28日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
群馬県 平成26年(調) 第1号事件 [エアコン室外機及び冷凍機等からの騒音被害防止等請求事件]	群馬県 住民1名	コンビニエンスストア	平成26年2月19日受付 申請人は、騒音により睡眠障害、頭痛、腹痛等に苦しめられている。よって、被申請人は、①可聴音30.3dBを常時超えないよう防音対策を講じること、②この騒音問題に異議ある場合、被申請人自身が夜間騒音ピーク時の騒音値を公正な方法で機械操作の上測定し、因果関係なしの証明をすること、③地域に密着し深夜営業も可としている以上、地域との問題については真摯に受け止め対応すること。	平成27年10月28日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等合意の形成等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調) 第1号事件 [宗教施設からの騒音・悪臭防止及び損害賠償請求事件]	東京都 住民1名	宗教法人	平成27年1月14日受付 被申請人は、被申請人の宗教施設及びその周辺地域において、曜日及び時間帯を問わず、恒常的にアンプ、スピーカーその他音響機器及び楽器を用いた集会を開催し、演説、楽器演奏、歌唱、映像視聴等を大音量で行っている。また、多数の信徒等が大声で会話等を行うことを漫然と放置しており、申請人及び近隣住民は、平穏な生活環境を著しく侵害され、重大な精神的苦痛を被っている。さらに、被申請人は、信徒等の発する生	平成27年10月30日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>活音や食事の調理等に伴うと思われる悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置等を繰り返しており、これらによる近隣の生活環境の悪化も看過しがたい。</p> <p>よって、①被申請人は、その活動により、都条例に定める規制基準を超える騒音を発生させないこと、②被申請人は、その活動により生じる騒音が、規制基準内にとどまるよう、騒音を発生させる活動の中止、騒音発生源の移動、防音工事の実施、信徒等の指導その他必要な防音対策を執ること、③被申請人は、その発する音が②の防音対策を講ずることにより本件建物の外部に漏れない場合を除き、アンプ、スピーカーその他の音響機器若しくは楽器を使用し、若しくは使用させ、又は演説、歌唱その他の発声をし、若しくはさせないこと、④被申請人は、その活動により、悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置その他の近隣の生活環境を悪化させ、又はそのおそれのある行為をしないこと、⑤6か月を経過しても①から④までのいずれかの義務が履行されないときは、被申請人は、ただちに本件建物の使用を中止し、本件建物を退去すること、⑥被申請人は、申請人に対し、過去及び将来の①の騒音の発生により申請人及びその家族の被った精神的苦痛に対する慰謝料として、相当額を支払うこと。</p>	
<p>神奈川県 平成 27 年(調) 第 1 号事件</p> <p>[運送事業者 駐車場からの 騒音被害防止 等請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民 1 名</p>	<p>運送会社</p>	<p>平成 27 年 2 月 10 日受付</p> <p>申請人は、被申請人の駐車場を入庫ないし待機する車両が、毎日、深夜から早朝にかけて出す車両音のために、睡眠不足や過度のストレス等による健康被害を受けている。よって、被申請人は、①駐車場の操業時間を午前 8 時から午後 10 時までとし、深夜、早朝及び土日祝日の</p>	<p>平成 27 年 12 月 16 日 調停成立</p> <p>調停委員会は、4 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			操業は行わないこと、②上記措置を講じない場合、平成27年8月末日限りで駐車場を現在地から移転すること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円支払うこと。	
神奈川県 平成27年(調) 第2号事件 [道路建設工事及び道路供用開始後の地盤沈下等による生活環境被害防止請求事件]	神奈川県 住民5名	・高速道路管理会社 ・国(代表者:国土交通大臣) ・市(代表者:市長)	平成27年6月5日受付 被申請人らの計画する道路建設工事は市民・住民の命と生活を脅かす内容を包含している。申請人は、被申請人に対し、危険回避を審議する協議会の設置を何回も要請したが、無視又は見当はずれの回答を繰り返している。よって、被申請人による道路建設工事に係る危険回避を審議するための事業者、市、専門家、住民代表を入れた協議会を設置すること。	平成27年12月7日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等合意の形成等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 平成27年(調) 第1号事件 [自動車修理工場からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民2名	自動車修理会社	平成27年2月19日受付 申請人は、被申請人の工場に隣接した場所で仕事をしており、工場から発生する騒音により、集中力が保てず、仕事に支障をきたしたり、気分が悪くなったりすることが頻繁にある。また、被申請人の工場は、土曜日も操業しており、申請人の日常生活に多大なる支障をきたしている。なお、申請人が被申請人の工場からの騒音を測定したところ、敷地境界で平均約70dBから75dBという値であった。これは、市条例による規制基準を超過しており、平穏な生活環境で生活や業務をするという人格権に対する明らかな侵害である。よって、被申請人は、①防音措置を講じるなどして、被申請人の工場が発生させている騒音を低減すること、②工場の操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝の操業は行わないこと。	平成27年10月13日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
大阪府 平成26年(調) 第2号事件	大阪府 住民1名	大阪府 (代表者:知事)	平成26年4月16日受付 被申請人は、申請人居住地前の	平成27年10月6日 調停取下げ

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[道路標示による騒音・振動被害対策等請求事件]			道路を含む府道等の補修、管理を行っているが、数年前に申請人居住地前に道路標示を施工して以来、走行車の騒音、振動が激しくなった。申請人は公共性を慮り我慢してきたが、最近の道路補修工事で施工した道路標示の文字の厚みにより生じた騒音、振動は許容範囲を超えるものであった。そのため、申請人は平成26年3月に、被申請人へ対策を要望したが、被申請人は道路標示と騒音、振動の因果関係を認めたものの、協力いただきたいとの回答のみで何の対策も行わなかった。よって、被申請人は申請者宅前の道路上の道路標示の抹消、もしくは移転する等の騒音振動をなくすための抜本的対策を講じること。	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成27年(調) 第1号事件 [幼稚園建築工事による騒音・振動被害補償請求事件]	大阪府 住民8名	・学校法人 ・建設会社	平成27年2月18日受付 申請人らは被申請人学校法人が運営する幼稚園に隣接する住所に居住しており、被申請人らは平成26年1月から平成27年2月までの工期で同幼稚園の新築工事を行ったが、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、被害発生地住民らは住居への被害と健康被害を受けた。そのため、申請人らから被申請人らに対し、再三にわたり対策を求めたが、一向に改善されず、個別の補償にも応じなかった。よって、被申請人は、①申請人4世帯8名に対し、騒音振動公害の基本補償料、慰謝料として金320万円を支払うこと、②申請人4世帯が居住する家屋について、振動被害の点検、補修及び耐震検査を実施すること。なお、その際の費用はすべて被申請人が負担し、申請人が指定する第三者機関に依頼するものとする、③申請人4世帯の居住する家屋について、住居全体の洗浄を行うこと。	平成27年11月17日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
香川県 平成27年(調)	香川県 住民1名	金属加工会社	平成27年4月1日受付	平成27年10月9日 調停取下げ

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
第1号事件 [工場からの騒音被害防止等請求事件]			<p>被申請人が工場を増築した後、工場からの騒音が大きくなり、さらに被申請人は工場を新築したが、新築工場の屋外に設置された冷却機及びダクトから夜中にも騒音が発生している。また、申請人が騒音測定を行ったところ、昼はたびたび、夜も大きく規制基準を超過しており、申請人は、就寝・起床の時間が定まらず、耳鳴り、眠気、憂鬱の日が続き、精神的・肉体的被害を受けているため。よって、被申請人は、①昼間の工場内の騒音を規制基準値以下にすること、②騒音を発生させている冷却機及びダクトを移設し、規制基準値以下にすること、③夜間に申請人宅内に被申請人工場からの光が入らないようにすること。</p>	<p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成27年10月1日から平成27年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。